

## 2 第46条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

### 【改正の概要】

平成28年度の税制改正において、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、次の見直しが行われた。

- (1) 対象資産について、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定された（措法46①）。
- (2) 圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととされた（措法61の3④等）。
- (3) 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長された（措法46①）。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている（措法68の31①、68の65④等）。

### 【新設】（常時雇用する者の判定）

46-4 措置法令第29条第2項から第5項までに規定する常時雇用する者かどうかは、1週間の所定労働時間が20時間以上であるかどうかにより判定する。

### 【解説】

1 本制度は、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に適用される（措法46①一～三）。

- (1) 障害者雇用割合が50%以上であること
- (2) 雇用障害者数が20人以上であって、障害者雇用割合が25%以上であること
- (3) 次に掲げる要件の全てを満たしていること

イ 基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること

ロ その事業年度終了の日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項《一般事業主の雇用義務等》に規定する法定雇用障害者数以上であること

上記要件における「障害者雇用割合」、「雇用障害者数」、「基準雇用障害者数」及び「重度障害者割合」の判定に当たっては、いずれも常時雇用する者であることが前提となっているが、障害者の雇用の促進等に関する法律における「常時雇用する労働者」については、週所定労働時間が20時間以上である労働者と取り扱われていることを踏まえ、本制度の常時雇用する者の判定についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であるかどうかによることを、本通達は明らかにしている。

(注) 改正前の措置法通達46-4《短時間労働者等の意義》の取扱いについて、「常時雇用する者の判定」及び「短時間労働者等の意義」をそれぞれ明らかにするため、本通達及び措置法通達46-5《短時間労働者等の意義》を設けたものであり、改正前の措置法通達46-4の取扱いと実質的な変更はない。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の31-4）を定めている。